

シルバー人材センター等からの役務の調達に関する要綱

シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約の発注要綱（平成18年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、県内の高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、シルバー人材センター等から提供される役務を、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当するものとして、県が率先して調達することに関して必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要綱は、県の機関（本庁各部局、地域機関、企業庁、病院事業庁、教育委員会事務局（県立学校を含む）、議会事務局、警察本部、各種委員会事務局）が行う、役務の提供を受ける契約に適用される。

（定義）

第3条 この要綱において「シルバー人材センター等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- （1）高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合
- （2）同法第37条第2項に規定するシルバー人材センター

（名簿の公表）

第4条 知事は、その指定したシルバー人材センター等について「シルバー人材センター等登録名簿」を作成し、公表するものとする。

（積極的調達）

第5条 契約締結権者は、シルバー人材センター等から提供される役務を、積極的に調達することに努めるものとする。

（契約内容の公表）

第6条 契約締結権者は、シルバー人材センター等から提供される役務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号に該当するものとして発注するときには、三重県会計規則第73条第2項各号の規定により、次の各号について県のホームページで公表しなければならない。

- （1）契約締結権者は、あらかじめ発注見通しを雇用経済部障がい者雇用・就労促進課（以下「障がい者雇用・就労促進課」という。）へ報告し、公表は障がい者雇用・就労促進課が行うものとする。なお、発注見通しの内容は、金額、件数及び業務の内容等とする。
- （2）契約締結権者は、契約を締結する前に、契約を締結しようとする内容の公表を行うものとする。なお、公表する内容は、業務の内容、参加資格、見積書提出期限及

び提出場所、契約締結の予定日、契約の相手方の決定方法、担当所属名及び連絡先とし、公表は契約を締結しようとする所属が行うものとする。

- (3) 契約締結権者は、契約を締結した後、契約の内容の公表を行うものとする。なお、公表する内容は、業務の内容、契約の相手方となった者の名称及び契約の相手方とした理由、契約締結の日、契約金額、担当所属名及び連絡先とし、公表は契約を締結した所属が行うものとする。

(事務の所掌)

第7条 本要綱に関する事務は、障がい者雇用・就労促進課で所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。